

平成23年12月2日 第1回実務担当者による特定健診・ 保健指導に関するワーキンググループ

プ

資料3

事 務 連 絡 平成 23 年 12 月〇〇日

各都道府県医療構造改革担当部(局)長 殿 健保組合連合会会長 殿

(送付先 (P) )

厚生労働省健康局総務課 厚生労働省保険局総務課

平成 24 年度における特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて (案)

特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の推進につきましては、 平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

電磁的方法により作成された特定健診等に関する記録の取扱いについては、「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて(平成20年3月28日 健発第0328028号 保発第0328007号。)」でお示ししております。

この特定健診等に関する記録の取扱いについては、本年 10 月 13 日に開催された「第 5 回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、別紙 1 のとおり、平成 24 年度における取扱いについての方針を公表したところです。

これを踏まえ、平成 24 年度から日常の臨床においてヘモグロビン A1c 検査が実施された場合の患者等への結果の説明については、原則として、従来から使用していた JDS 値と国際的な認証を受けた NGSP 値(従来の JDS 値を下にして、NGSP=1.02×JDS+0.25 で表される値)が併記されることとなる予定ですが(注)、当該年度における特定健診等に関する記録の取扱いについては下記のとおりとしますので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

(注) ヘモグロビン A1c 検査の検査値の表記を国際標準値へ移行することについては、本年に開催された「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」第2回、第3回及び第5回会合において議論がなされておりますので、経緯等についてはこちらをご参照下さい。

(ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000amvy.html)

記

1 特定健診等の実施を委託する場合において、当該受託者が電磁的方法により保険者に対して提出すべき特定健診等に関する記録の内容となるへモグロビン A1c 検査の表記は、JDS 値とすること。

また、保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所に委託した場合においては、登録衛生検査所から当該受託者への結果の報告を表記する際についても、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。

2 労働安全衛生法に基づく健康診断(以下「事業主健診」という。)を事業主が行う場合であって、事業主健診の結果を特定健康診査に代えるときは、保険者に対して提出する事業主健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の表記は、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。

また、この場合に、事業主から事業主健診の実施を委託するときにおいて、当該受託者が事業主に対して提出すべき事業主健診に関する記録の内容となるヘモグロビン Alc 検査の表記は、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。事業主から事業主健診について委託を受けた者がヘモグロビン Alc 検査を登録衛生検査所に委託した場合においては、登録衛生検査所から当該受託者への結果の報告を表記する際についても、当事者間で特段の取り決めがないかぎり、JDS 値とすること。

3 人間ドック健診等のその他の健康診断(以下「その他健診」という)について、保険 者がその結果を特定健康診査に代える目的で行う場合においては、上記1に準じた取扱 いとすること。

なお、事業主等その他の保険者以外の主体がその他健診を実施した場合において、保険者が当該その他健診の結果を特定健康診査に代えるときは、その他健診の実施主体から保険者へ提出するその他健診に関する記録の内容となるヘモグロビン A1c 検査の表記については、保険者が行う国への特定健康診査等の結果の報告についてのヘモグロビン A1c の表記が JDS 値で行うこととなっていることを踏まえ、保険者において適切に対応すること。